



警察署長の駐車許可制度改正のお知らせ

改正年月日

令和 7 年（2025年） 7 月 1 日（火）

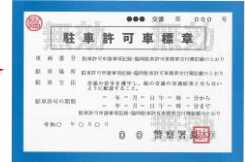
警察署長の駐車許可について、許可の制度や申請要領等が大きく変わります。



主な改正ポイント

- ① 許可の要件の緩和
- ② 申請要領等の全国統一
臨時の駐車許可制度の廃止
※移行期間として11月30日まで運用を継続
- ③ 申請手続の簡素合理化

廃止



①許可の要件の緩和

・ 駐車可能な場所の有無

- 路外駐車場等の利用が困難と認められること。
- 身体の障害等により移動が困難な者の輸送等は直近に駐車可能な場所がないこと。
- その他の車両は当該用務先からおおむね 100メートル以内に駐車可能な場所がないこと。

②申請要領等の全国統一

・ 駐車許可申請書、再交付申請書、記載事項変更届の様式と手続を制定

- 駐車許可を受けるとき、駐車場所を追加するとき・・・駐車許可申請
- 許可証を紛失、滅失、汚損、破損等したとき・・・・・・再交付申請
- 許可を受けていた駐車場所を削除するとき・・・・・・記載事項変更届

・ 申請に必要な書類を統一

◎駐車許可申請に必要な書類

- (1) 駐車許可申請書（改正後の様式第14号）2通 ※旧様式では申請できません
（駐車する場所が複数ある場合は、駐車の日時場所を記載した別紙を含む）
- (2) 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (3) 申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、申請に係る場所に印を付したもの）
- (4) 申請に係る用務を明らかにできる書面

・ 駐車許可証の掲示

許可を受けた駐車をする時は「駐車許可証（駐車場所の一覧表を含む）」を車両の前面の見やすい箇所にその表示事項が前方から見えるように掲示しなければならない。

※改正前の制度で交付を受けた標章はその許可期間中、継続して使用することができます。

③申請手続の簡素合理化

・申請窓口

複数警察署にまたがる駐車について一つの警察署で申請、許可証の交付を受けることができます。

・申請に必要な書類

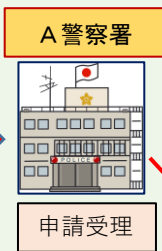
定期的に申請を行う場合で、過去に許可を受けた申請と同内容の申請については、申請書に添付する書類は変更がある書類のみとすることができます。

(例) A署、B署、C署にまたがる駐車をA署に一括で申請する場合の手続の流れ

- ①駐車許可申請書（2通）
（別紙の駐車場所一覧表を含む
（3署分））
- ②自動車検査証等
- ③駐車する場所の地図（3署分）
- ④駐車する用務を明らかにできる
書面



申請



申請受理

関係書類を送付



審査結果通知

関係書類を送付



審査結果通知



審査結果通知

交付



申請書類は申請した警察署で受理しますが、審査のために必要な書類を駐車場所を管轄する警察署へ送付する必要があります。そのため
ア 添付書類を2部ずつ提出してください。
イ 書類の送付等の手続に日数を要します。
許可を受けたい日の遅くとも1週間前までには申請してください。

①の駐車場所一覧表
③の駐車する場所の地図
は、駐車する場所の管轄警察署ごとに分けて作成してください。

スムーズな審査手続のためにご協力をお願いします

定期的な申請で、過去に許可を受けた申請と同内容の申請に係る書類の省略

※制度改正後、1回目の申請は添付する書類を全て提出してください。

- ①駐車許可申請書（2通）
（別紙の駐車場所一覧表を含む）
- ②自動車検査証等
- ③駐車する場所の地図
- ④駐車する用務を明らかにできる書面

次回申請時

- ①駐車許可申請書（2通）
（駐車場所一覧表の別紙を含む）
- ②～④は申請内容に変更がある内容のみの提出

ご協力をお願いします。

添付書類を省略する申請は、申請の際に前回の許可と同一内容の申請であることを確認する必要がありますので、**前回受けた許可証（写し）**を持参してください。

申請書等の様式、その他詳細は兵庫県警察ホームページをご確認ください。